

一般廃棄物処分業許可変更届出時必要書類等一覧

①変更内容(代表者の変更、役員の変更など)にチェックを付けてください。(複数可)

②該当する書類を準備し、確認チェック欄にチェックをつけてください。

様式No.	必要書類	指定様式の有無	確認チェック欄
<input type="checkbox"/> すべての変更で必要な書類			
-	必要書類一覧(本書) ※「確認」欄にチェックをつけたもの	○	<input type="checkbox"/>
1	一般廃棄物収集運搬(処分)業(変更)申請書	○	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/> 代表者の変更			
3	定款の写し(個人の場合は住民票の写し)	-	<input type="checkbox"/>
4	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※原本にかぎる	-	<input type="checkbox"/>
5	印鑑証明書(個人の場合印鑑登録証明書) ※原本にかぎる	-	<input type="checkbox"/>
6	申告書(申請者の氏名は自著もしくは押印) ※新役員の場合のみ	○	<input type="checkbox"/>
7	役員、政令で定める使用人の本籍 ※新役員の場合のみ ※「政令で定める使用人」とは、契約の締結権限等を持つ事業所の代表的な立場に立つ使用人(廃掃法施行令第四条の七)	○	<input type="checkbox"/>
8	納税証明書(直近年度分のみ) ※原本に限る ※個人の場合のみ 代表者の市県民税及び固定資産税(土地、家屋、償却資産) ※平塚市内の場合は、市税完納証明書でも可 ※原本に限る	-	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/> 役員の変更			
3	定款の写し(個人の場合は住民票の写し)	-	<input type="checkbox"/>
4	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※原本にかぎる	-	<input type="checkbox"/>
6	申告書(申請者の氏名は自著もしくは押印) ※新役員の場合のみ	○	<input type="checkbox"/>
7	役員、政令で定める使用人の本籍 ※新役員の場合のみ ※「政令で定める使用人」とは、契約の締結権限等を持つ事業所の代表的な立場に立つ使用人(廃掃法施行令第四条の七)	○	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/> 社名の変更 又は <input type="checkbox"/> 所在地の変更			
3	定款の写し(個人の場合は住民票の写し)	-	<input type="checkbox"/>
4	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※原本にかぎる	-	<input type="checkbox"/>
5	印鑑証明書(個人の場合印鑑登録証明書) ※原本にかぎる	-	<input type="checkbox"/>
12	事務所(営業所)案内図 ※所在地の変更のみ	○	<input type="checkbox"/>

※ その他市長が認める書類(受入管理手順、保管量一覧表、単価表、処理機カタログ など)が必要となる場合があります。

※ 代表的な変更の届出の事例における必要書類を記載しています。

記載のない変更を行う際の必要書類については、環境政策課資源循環担当へお問い合わせください。